

議員提出議案第五号

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例  
の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年十二月八日

提出者 杉並区議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
伊田	西村	鈴木	小川	佐々木	今井	曾山	小泉	斉藤	河野	梅田	本橋
としゆき	文孝	信男	宗次郎	浩	讓	繁	やすお	常男	庄次郎	ひさえ	文将

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

押	原	く	小	原	山	渡	島	横	藤	青	渡	宮	藤	は	井	富
村	田	す	倉	口	崎	辺	田	山	原	木	辺	原	本	な	口	本
		や												し		
		ま														
て	あ	美	順	昭	一	富	敏	え	一	さ	重	良	な	俊	か	
い	き	紀	子	人	彦	士	光	み	男	ち	明	人	お	郎	づ	
子	ら					雄				え			や		子	卓

杉並区議会議長

今井

讓

様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

堀部	小松	関	吉田	奥山	小野	新城	けしげ	岩田	松浦	太田	田中	山田	田代	河津
やすし	久子	昌央	武	たえこ	清人	せつこ	誠一	いくま	芳子	哲二	朝子	なおこ	さとし	利恵子

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区  
条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「別記様式」の下に「。以下「報告書」という。」を加え、「の写し」  
を「（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」とい  
う。）」に改め、同条第二項中「前項の報告書及び出納簿の写し」を「報告書、出納簿及  
び領収書等」に改め、同条第三項中「前二項の」を削り、同条第四項中「第一項及び第二  
項の規定に基づき提出された報告書及び出納簿の写しを、」を「報告書、出納簿及び領収  
書等を」に改め、「保存し、」の下に「報告書及び出納簿を」を加える。  
第十一条中「前条の」を削り、「及び出納簿の写し」を「、出納簿及び領収書等」に改  
める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に關す  
る条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日  
前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

政務調査費收支報告書に添付する書類に、領収書その他の証拠書類を加える等の必要が  
ある。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例新旧対照表

新 条 例

(収支報告書等の提出)

第十条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があっ

旧 条 例

(収支報告書等の提出)

第十条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があっ

た日の翌日から起算して三十日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から五年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

た日の翌日から起算して三十日以内に、前項の報告書及び出納簿の写しを議長に提出しなければならない。

3 議長は、前二項の報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、第一項及び第二項の規定に基づき提出された報告書及び出納簿の写しを、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から五年を経過するまで保存し、閲覧に供しなければならない。

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の報告書及び出納簿の写し等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。